

(様式第1号)

平成27年度第2回 芦屋市都市景観審議会 会議録

日時	平成27年 9月 8日 (火) 15:30~17:30
場所	北館4階 教育委員会室
出席者	会長 三輪 康一 委員 高野 佳子, 林 まゆみ, 前田 由利 村上 恵美子, 渋谷 準, 柏樹 容子 欠席委員 栗山 尚子, 小浦 久子, 徳田 直彦 事務局 佐藤副市長, 宮内技監, 山城都市建設部参事 東都市計画課長, 辻都市計画課係長
事務局	都市建設部都市計画課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	1 人

会議次第

1 開会

2 副市長挨拶

3 委員紹介

4 会長挨拶

5 議事

(1) 委員出席状況報告・会議の成立報告

(2) 署名委員の指名

(3) 議題

(説明事項)

ア 芦屋市屋外広告物条例(骨子)に関するパブリックコメントの結果について

(諮問事項)

ア 芦屋市屋外広告物条例に基づく広告物等規制地域の指定について

イ 芦屋市屋外物広告条例に基づく電柱及び街灯を禁止物件とする地域の指定について

(報告事項)

ア 景観地区における認定状況について

イ 芦屋市景観アドバイザー会議の開催状況について

6 その他

7 閉会

(開 会)

○事務局(東) ただいまから芦屋市都市景観審議会を開催致します。

本日はお忙しい中、芦屋市都市景観審議会にご出席いただきありがとうございます。

私は、進行を努めさせていただきます都市計画課長の東です。よろしくお願い致します。

会議に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。揃っておりますでしょうか。

開催の前に人事異動による事務局の変更がありましたので報告します。今年6月に前任の岡本副市長が退職し、新たに佐藤副市長が就任しております。

それでは、佐藤副市長から、挨拶をさせていただきます。

○佐藤副市長 芦屋市副市長の佐藤です。本日はお忙しい中、芦屋市都市景観審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本市の財産である景観は、本日お集まりの先生方、市民、志のある担当職員数名によって作り上げられてきたというのが実態でございます。1年半前に景観行政団体に移行したということもあり、直接職務とは関係のない職場においても、常に景観のことを念頭に進めていく必要があるのではないかと考えています。

今回、屋外広告物条例を策定するに当たり、様々なところからご意見をいただきながら進めており、このたびパブリックコメントを終えたところでございます。市民から頂きましたご意見についてご報告するとともに、2件の諮問事項についてご審議いただきたく存じます。屋外広告物条例の制定については、市民とともに職員がより高い志を持って景観行政に携わる好機と考えています。こういった機会をとらえ、職員に景観に関する意識を浸透させていく所存でございます。

貴重なお時間をいただいておりますので、早速ご審議をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○事務局（東） ありがとうございます。それでは続きまして、今年の4月で変更のあった委員の紹介をさせていただきます。

前回の審議会で委員としてお勤めいただいた木野下委員に代わりまして、徳田委員が新しく委員に就任されています。

以上で委員の紹介を終わらせて頂きます。

それでは三輪会長、ご挨拶と、引き続きまして会の進行を宜しくお願い致します。

○三輪会長 はい、会長を務めさせて頂いております三輪でございます。

今、副市長からご挨拶いただきましたように、本日はこれまで審議してまいりました屋外広告物に係る内容でございますが、審議会として判断をさせて頂く重要な場になります。どうぞ宜しくお願い致します。

それでは、議事に従って進めさせていただきたいと思っております。

まず最初に、本日の会議の公開についての取り扱いでございますが、芦屋市情報公開条例第19条では、一定の条件の場合で、委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。この一定の条件というのは、同条例第19条第1号では、非公開が含まれている事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき。第2号では会議を公開することにより、当該会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生じる場合と規定されています。本日の議題につきましては、これらに該当するものはないということで、特に非公開とすることはございませんので、公開ということで進めたいと思っておりますが宜しいでしょうか。

○委員 はい。

○三輪会長 それでは公開として進めて参りたいと思っております。傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（東） 1名、傍聴希望の方がいらっしゃいます。

○三輪会長 それではお入り頂いてください。

（傍聴者入室）

○三輪会長 ではこれより議事に入ります。はじめに、事務局から本日の会議の成立についてご報告願います。

○事務局（東） 本日の委員の出席状況は、委員総数10名に対し現在6名で、少し遅れて前田委員が来られたら7名になります。6名の状態でも過半数を超えておりますので、会議は成立しております。以上でございます。

○三輪会長 はい、ありがとうございます。

次に本日の会議録の署名委員の指名をさせていただきます。本日の会議録には、村上委員さんと渋谷委員さんに署名いただきたく思います。どうぞ宜しくお願いいたします。

○村上委員・渋谷委員 わかりました。

○三輪会長 それでは、議事の3番目の議題でございますが、本日の議題は先ほど申し上げましたように会議次第に記載されておりますとおり、説明事項1件と諮問事項2件、報告事項2件でございます。この順番で進めたいと思いますが、まず説明事項の「芦屋市屋外物条例（骨子）に関するパブリックコメントの結果について」事務局からご説明をお願い致します。

○事務局（辻） 都市計画課の辻と申します。よろしく申し上げます。

それでは、会議次第でございます説明事項の「ア 芦屋市屋外広告物条例（骨子）に関するパブリックコメントの結果について」ご説明させていただきます。

おそれいりますが、座って説明させていただきます。

事前にお配りしている資料の2ページをご覧ください。

前回の審議会でご説明させていただきました通り、本市が定めようとする屋外広告物条例の骨子について、平成27年7月13日より平成27年8月17日まで、およそ1ヶ月の間、パブリックコメントを実施いたしました。

その結果、3名の方がご意見を提出され、その概要とそれに対する市の考え方をまとめましたので、報告させていただきます。

まず番号1ですが、本市の現状における問題点の有無について記述がなく、主観に左右されるような内容について、条例を定めること自体いかなものか、といった趣旨のご意見をいただいております。

これに対する市の考え方と致しましては、現時点においても、多くはありませんが、本市のまちなみに合わない広告物が存在しており、県全体ではなく、本市の景観にふさわしい屋外広告物の在り方を条例で規制する必要がある、としております。

次に番号2ですが、議員の看板やポスターなどについて、選挙が終わってもそのままになっており、景観を害している、とのご意見をいただいております。

これに対する市の考え方と致しまして、政治活動のためのポスターなどを含め、一定のものについては規制の対象外となることを述べたうえで、ガイドライン等によって景観への自主的な配慮をお願いする意向について説明しております。

次に番号3ですが、条例施行に伴う広告物の是正に関する市の補助を求めるご意見と、のぼり旗の禁止をやめてほしい、とのご意見をいただいております。

これに対する市の考え方と致しましては、補助制度については現在検討中であり、またのぼり旗については、一定の規制を図らないと街中に氾濫し、結果として景観を損なう可能性があるため、住宅地等においては禁止とする予定について説明しております。

いずれも貴重なご意見をいただきましたが、熟慮した結果、別途一定の配慮も行っており、現在の条例の骨子の内容を変更する必要はないと判断し、今のまま進めていきたいと考えております。

簡単ではございますが、以上で説明事項のアについて、説明を終わらせていただきます。

○三輪会長 はい、ありがとうございました。

パブリックコメントについて、意見の概要とそれに対する市の考え方をご説明いただきました。なにかこれについてご質問やご意見がありましたらお願いします。

○渋谷委員 2番の選挙のポスターなのですが、貼っていいのは7日前とか決まっていると思うのですが、外すのは決まってないのですか。次の日に外すとか。よく選挙のポスターの前を通るのですが、一人だけ残っていると二人だけ残っていると、中途半端に残っているとあるのでなにか決まっていなかったかなと思ひまして。

○事務局（東） 公職選挙法で選挙の期間中のポスター等につきましては決められておられて、その旨の周知シールを貼られています。今回いただいている意見は、選挙における情報提供という意味で必要な部分に言及されておられますので、それを屋外広告物条例で厳しく規制

するというのはすべきでないと考えております。ただ選挙期間中以外に、例えば後援会事務所など写真入りの立て看板等がある場合がありますが、これについては公職選挙法で定められていない部分もありますので、屋外広告物条例で規制します。しかしながら、公職選挙法で定められた部分であっても、議会での説明において議員から選挙がらみの広告物については規制すべきだというような主張もございましたので、基本的には適用除外というようなかたちになるのですが、芦屋市が掲出しているような公共広告物も含めまして、適用除外の部分もガイドラインを作成させて頂き、市自らが襟をただすということを含め、協力をお願いしたいというように考えております。以上です。

○渋谷委員 例えれば誰かのポスターがあるとするじゃないですか。Aさんとして、Aさんが外さないといけないのですか。Aさんが外す義務があるのですか。一斉に外す感じですか。

○事務局（東） 設置されたAさん本人でなくても、Aさんを応援されている団体などが外すことになると思います。

○渋谷委員 残っているということはそこが外していないだけということですか。

○事務局（東） そのように考えられます。

○柏樹委員 むしろこのコメントの趣旨でいくと、屋外広告物条例の適用除外になる公職選挙法上のポスターの取り扱いは、公職選挙法に乗っ取ってやりますと表現されたほうがいいのではないかなと。現在の表現だと、公共広告物も含めてガイドラインで対応すると見えるので、そこは別物ですよとしたほうがいいのではないのでしょうか。

○事務局（東） 公職選挙法だけに限らず、法律上で看板をあげなければならないところとか、交通関係とか、標語であるとか。色とか仕様とか決まっている部分があるので、規制はしにくいですが、苦情というのですかね、特に市がやっている広告物、中でも芦屋川近辺のものについては、議会からも市民からも指摘を受けています。市の政策として周知をする意味もございましたので、掲げることそのものに関しては必要だと思いますけども、色合いですとかデザインですとか、そういったことは当然、周辺の景観に配慮する必要があると考えています。

○柏樹委員 公職選挙法に係るものが適用除外されている趣旨は、屋外広告物法の中で表現の自由、日本国憲法の基本的な権利に抵触しないように特に言及されているという意味合いもあると思いますので、そこは抵触しないように気を付けていただかないといけないと思います。公職選挙法上のものに対して、こうしてくださいというのは正しいのかなと思います。

○事務局（東） わかりました。気を付けてガイドラインの作成をさせていただきたいと思います。

○三輪会長 はい、ありがとうございます。

質問の趣旨というのは柏樹委員がおっしゃったとおりですが、回答としては少し間口を広げた回答になっているということだと思います。他に意見ありますでしょうか。

これにつきましては、説明事項という事ですのでこの議題に対してここで議論という事ではなくてですね、諮問事項の中で合わせて協議すべきということがありましたら、ご意見を頂戴したいと思います。

それでは続きまして、諮問事項に移りたいと思います。ア、イがございますがアの方ですね。「芦屋市屋外広告物条例に基づく広告物等規制地域の指定について」事務局からご説明をお願いします。

○事務局（辻） それでは、会議次第にございます諮問事項の「ア 芦屋市屋外広告物条例に基づく広告物等規制地域の指定について」ご説明させていただきます。

おそれいりますが、座って説明させていただきます。

資料の4ページをご覧ください。

前回の審議会でご説明させていただきましたが、現在は、兵庫県の屋外広告物条例に基づき、市域が4種類の地域に区分されており、地域ごとに異なる基準が適用されています。芦屋市屋

外広告物条例では、これを新たに7種類の広告物規制地域として指定し、地域ごとに異なる基準を設けたいと考えております。

広告物規制地域の指定においては、条例案の第7条第2項にありますとおり、本審議会の意見を聴くことと定めており、条例の制定と同時に地域の指定をしたいと考えておりますので、今回諮問事項として付議しております。

資料の5ページ、A3折込みの図面をご覧ください。

市域全域を屋外広告物規制地域に指定し、7種の地域を色分けで区分しております。

資料戻って4ページの後段の地域区分に沿ってご説明させていただきます。

まず、第1号の「第1種地域」につきましては、図面上濃い緑色で市域の北部一帯において着色されている部分で、市街化調整区域一帯を指しております。こちらは市街化を抑制するため新築物件が建ちにくい地域であり、建築が認められている奥池町や奥池南町付近は自然公園の特別地域に指定されていることから、六甲山の豊かな自然環境に調和した広告物を誘導するため、市内の中でも厳しい基準としております。

次に、第2号の「第2種地域」につきましては、青緑色で市域の広範囲に着色されている部分で、低層住居専用地域や中高層住居専用地域などの住宅地を主体に指定されております。本市特有のまちなみを構成する根幹である住宅地景観を損なわず、かつ市民の方が生活するうえでお困りにならない程度の、周辺に配慮した屋外広告物の規制が可能な基準としております。

続いて、第3号の「第3種地域」につきましては、薄いピンク色で着色されている部分で、JR駅前等を除く商業系の地域や、住居専用地域以外の住居系地域を指定しております。こちらは、用途地域に基づく建築物の用途規制が先ほどの第2種地域よりも緩いため、店舗や事務所が多く、屋外広告物の需要も高いため、物件ごとの広告物の総量を規制しないこととしております。しかしながら、現在の基準よりも厳しい内容が適用されるため、芦屋のまちなみに調和した広告物の誘導は可能であると考えております。

次に、第4号の「芦屋川特別地域」につきましては、芦屋川沿岸一帯において黄緑で着色されている部分で、景観法に基づき指定している「芦屋川特別景観地区」と同じ範囲を指しております。芦屋川沿岸については、市内で最も景観上重視している地域ですので、広告物の基準についても厳しいものとしております。

続いて、第5号の「南芦屋浜特別地域」につきましては、水色で着色されている部分で、南芦屋浜地域全体を指します。こちらの地域は現在、兵庫県の屋外広告物条例に基づく「広告景観モデル地区」に指定されており、他の地域よりも非常に厳しい基準が適用されておりますので、今回の条例に基づく基準も同様に厳しいものとする予定です。

次に、第6号の「沿道沿岸特別地域」につきましては、黄色に近いオレンジで着色されている部分で、市内の主要な幹線道路である、山手幹線、鳴尾御影線、宮川線の沿道一帯のうち、商業系の地域を除く部分を指定しております。この地域では、戸建住宅や共同住宅の中に小規模店舗等が点在しており、ある程度は屋外広告物の需要が認められる場所ですが、まちなみの基盤としてはあくまで住宅地であることから、前述の第2種地域と同様の基準としております。ただし、交通量の多さによる視認性の高さ、通りにおける景観形成の重要性を考慮し、許可の対象となる広告物の大きさの基準を第2種地域よりも小さく設定しております。

最後に、第7号の「広告物誘導特別地域」につきましては、淡い赤色で着色されている部分で、国道2号と43号の沿道一帯とJR駅前周辺の商業系地域を指定しております。ここは、市内でも最も屋外広告物の需要が高い地域であり、実際に多くの屋外広告物が存在しています。JR駅前は本市の顔とも言うべき重要な地域ですし、国道は大阪―神戸間を結ぶ主要な交通路線であり、その視認性の高さは市内でも随一と言えます。これらの理由により、基準の内容を前述した第3種地域と同様とする一方で、許可の対象となる広告物の大きさの基準は第3種地域よりも小さく設定しております。基準の詳細につきましては、前回の審議会でご説明させて

いただきました内容と変更がございませんので、説明は割愛させていただきます。

以上で、諮問事項のAについて、説明を終わらせていただきます。

○三輪会長 はい、ありがとうございます。

市域全域を広告物条例に基づく7つの地域に区分するという諮問事項でございます。

これにつきまして、ご質問やご意見があったらお願いします。

○柏樹委員 地域指定についても、同様にパブコメで意見を聴かれている内容なのでしょうか。

○事務局（東） 7つの地域に分けるという形と、各々の規制内容についてもパブコメの資料に明記しています。

○柏樹委員 地図もですか。

○事務局（東） 地図も添付しております。

○柏樹委員 全体の話なのですが、例えばこの芦屋川特別地域の説明では、「規制していくべき地域」とあり、南芦屋浜特別地域では「形成している地域」というように表現が違うのは意味があるのでしょうか。

○事務局（東） 語尾が違うということですか。

○柏樹委員 はい、何か意味があるのかなと思ひまして。わざと変えておられるのか、あまり意味がないのか、すごく気になります。

○事務局（東） 基本的に大きな意味はないのですが、芦屋川につきましては芦屋川特別景観地区に指定しているという意味合いの部分と、南芦屋浜につきましては屋外広告物のモデル地区に指定されているという、その辺のニュアンスを若干表現できたらという気持ちがあります。

○柏樹委員 逆に市民から問われそうですね。うちのエリアではもう育成はしていかないのかとか。

○佐藤副市長 ある程度できていますので、守って頂きたいというニュアンスがありますね。南芦屋浜は県の屋外広告物条例に基づくモデル地区に指定され、基本的には電柱もございませんし、そこでの看板もございません。ある意味、市が今後地区ごとに定めていく中でもモデル的な地区、だからある程度ニュアンスとしては「形成している地域」と言えます。もちろん取組みを強化する部分もあるのですが、それ以上に見て頂きたい、参考にして頂きたい地域になると思います。

○柏樹委員 そう意味で誘導特別地域は図るべきという表現なんですかね。

○佐藤副市長 そうですね、はい。

○柏樹委員 第2種地域の良好な都市型景観という表現について、一般的に都市型景観という言葉でイメージするものと少し違うように思うのですが、これは芦屋市としての都市型景観という定義という事なのでしょうか。

○事務局（東） 芦屋市全体が住宅都市という位置づけで、いろんな局面で整備をしていくのですが、住宅地としての良好な都市景観が形成されている、すべきであるという意味合いでこのように表現させていただいているということになります。

○柏樹委員 どちらかというと第3種地域に使われそうな感じですけど。

○事務局（東） 都市型景観という表現がですか。

○柏樹委員 でも芦屋市としてはここを都市型景観というのですよね。

○三輪会長 例えば上位の景観に関わる計画などに使われるような表現でしょうか。都市型景観というのは。

○事務局（東） ちょっと精査させていただいて、他の部分との整合性に欠けることがございましたら修正させていただきます。

○柏樹委員 地図で見せていただくので地図が正しいと思いますけど、例えば沿道とかは何メートルとか文字で書き表せるものがあるのでしょうか。

- 事務局（東） 沿道につきましては基本的に景観計画で位置づけされていますね。
- 事務局（辻） 景観計画で定めているのは、宮川沿道地域、芦屋川特別地域、山手幹線沿道地域がございしますが、芦屋川特別地域につきましては、先程もご説明しました通り芦屋川特別景観地区と同じ範囲で、そのほかの宮川沿道地域と山手幹線沿道地域につきましては、それぞれ道路の端から20メートルの範囲で線を引いています。鳴尾御影線の沿道地域につきましては、景観計画の中で重点地区として定めておるわけではございませんが、屋外広告物の規制と書かれるページで言及しており、こちらのほうも他地区と合わせまして双方の道路端より20メートルで範囲を決定しております。
- 三輪会長 国道沿いについても同様でしょうか。
- 事務局（辻） 国道沿いについてはですね、もともと用途地域でございまして第1種住居地域として兵庫県条例に基づく許可地域になっておりましたので、こちらにつきましては用途地域の境界である30メートルとなっております。
- 柏樹委員 今出てきた路線名は地図の中に入れておいてほしいのですけど。鳴尾御影線がオレンジの一番南側、真ん中が山幹ですよ。縦ラインが宮川。
- 事務局（辻） そうです。
- 事務局（東） わかりづらいですかね。
- 柏樹委員 ちょっと地理が。なかなか。
- 事務局（東） わかりました。合わせて明記します。
- 林委員 規制区域図の色分けはもう確定しているのですか。
- 事務局（東） 一応審議して頂くという事ですので、不具合がございましたら。
- 林委員 変更の余地、議論の余地はあるということですか。
- 事務局（東） はい、あります。
- 林委員 阪急芦屋川と阪神芦屋と打出の北と南が第3種地域になっているんですが、住宅地と共存するというような書きぶりなのですけども、JR芦屋とともに芦屋の玄関口だと思うので、ここのピンクの第3種地域というのが、若葉町・高浜町と同じ扱いというのがちょっとなんか違和感を覚えるということと、沿道沿岸特別地域で上宮川町から下が入っていないのですが、これは擁壁みたいな形で川が見えない護岸になっているからでしょうか。
- 事務局（東） 阪急芦屋川と打出、阪神芦屋については用途地域が近隣商業地域という事で、JRの北と南は芦屋で唯一の商業地域になっておまして、その部分での位置の使い分けといいましょうか、用途地域で色使いを変えておるという事でございます。
- それと宮川線については国道2号以南について指定がないというのは、景観計画でもこういう形で指定をさせていただいていますが、景観計画の時もご指摘がございまして、そういうようなふさわしくないような部分があるのかもしれないですけども、もっと南にいけば大事にすべき景観もあるのではという指摘の中で、今後の課題という形で整理させて頂いております。この部分については景観計画と同様の形で整理させていただいております。
- 林委員 広告物の規制区域ではなく景観計画の中で取り扱うということでしょうか。
- 三輪会長 景観計画の中で、宮川の南部のところについて議論はあったのですが外したのですよね。今後の課題という事だったので、今の段階では景観計画に連動して広告物についても同じ指定でやるということですね。今後もし変更するとすれば、景観計画区域と連動して屋外広告物についても指定を新たにしていくということですね。
- 事務局（東） 景観計画に宮川沿岸地区を記載しております。景観計画と屋外広告物のあり方について、整合性を取った形での取扱いをさせていただいているという事でございます。
- 林委員 広告物誘導特別地域というのは、商業地域と近隣商業地域があるのでしょうか。
- 事務局（東） 県条例で商業系プラス国道2号及び43号の第1種住居地域を許可地域にしていますので、県の考え方そのものは継承させて頂きつつ、景観計画なり各々の地域性を反映

させた区域分けという形で新たに合計7つの地域に分けさせていただきました。まったく県条例の考え方を無視するのではなく、各々の地域の特性だけで決めるということでもなくて、一定の部分は県条例の考え方を踏襲しながら、新たに地域別あるいは景観計画と位置づけされたものについて屋外広告物条例もリンクさせたいという考え方で調整させていただいております。

○林委員 阪急芦屋川と下の若葉町・高浜町も同じ地域になるんですか。

○事務局（東） はい、そうでございます。

○前田委員 表示の順番のことなのですが、よく用途地域とかでしたら第1種低層住居専用地域からとか、きついところから始まって緩いところで終わるというようにわかりやすいのですが、今回少し読みにくかったのが地図の順番と説明の順番が違っていたというのがありまして、一般の市民としては厳しいところからスタートして一番緩いところというのがわかりやすいのかなと思ったりしたのですが。単なる表現の問題です。

○事務局（東） わかりました。それは整合性を取れるように配慮致します。

○前田委員 イメージする色もそれに従ったらいいのかと思ったのですが、これはそれで正しいのですかね。その辺わからなかったのですが、赤が一番緩くて濃い緑が一番厳しいということですね。

○事務局（東） それは用途地域の色使いにベースを置いています。オレンジ色というのは用途地域の色使いにないのですが、近隣商業が薄いピンク、商業地域が濃いピンク、住居系の部分が薄い緑という色をベースに、市街化調整区域が濃い緑、芦屋川が緑、沿道沿岸についてはオレンジ色と、イメージがちょっと違うかもしれませんが、用途地域に大体合わせています。

○前田委員 第3種は賑やかなところになるわけですね。それよりも芦屋川特別地域とか南芦屋浜特別地域のほうが厳しくなるのですよね。1種、2種、3種、芦屋川、南芦屋浜とならんでいくと厳しい順ではないですね。そこも実は読みにくかったのです。例えば並べたほうがいいのかわからないですけども。

○事務局（東） 整理の仕方と致しますと、今回、県条例でいう禁止地域と許可地域という大きな分け方の部分で、禁止地域については全ての広告物が掲出できないという印象を与える部分があって、禁止地域というような表現は使っておりません。第1種から第3種という地域の名称については、県の屋外広告物条例の地域名称を参考にしており、各特別地域については新たに市の考え方に基づいて指定した部分で、その下に表記しています。このため、きつい、緩いという順にはなっていないのですが、そういう整理の仕方をさせていただいております。

○三輪会長 一般的な名称や固有名詞がつかないような、そういう地域で1、2、3、それと特別という形で芦屋川特別地域、南芦屋浜特別地域などを定めているということですかね。

○高野委員 ちょっと細かいことなのですが、第4条の1～7までの項目ですね。これと地図上の色分けをしてある凡例の順番が異なりますので、これは整合させたほうが良いのではないのでしょうか。

○事務局（東） そのようにさせていただきます。

○林委員 用途地域の上にさらに景観計画をかけて分類されている結果、この地域区分になっているということでしょうか。

○事務局（東） 現在の県条例では、用途地域をベースに許可地域と禁止地域に区分されています。数値的な部分はきつくなってございますけども、その基本的な考え方そのものは踏襲させていただいております。

用途地域をベースとした県条例の屋外広告物のあり方を継承する部分以外の4地域、特別地域については、広告物について新たに整理した地域性、あるいは特別景観地区であったりとか景観計画であったりとか、景観に関わる部分を屋外広告物の規制とリンクさせた整理の仕方、特別地域という名称を新たに標記させていただいたということです。

○林委員 景観計画以外にも勘案している要素はあるのですか。

○事務局（東） 芦屋川特別景観地区、南芦屋浜の屋外広告物モデル地区などを特別という形で位置づけさせていただいています。

○林委員 その整理がわかりにくいので、順番もわかりにくくて、説明がわかりにくい。

○柏樹委員 全部横並びの地域で名づけるからわかりにくいのかなど。地域の色分けの中に地区指定があると思ったほうがきつとわかりやすいのかもしれない。

地域で色塗りを1種、2種、3種として、その中に特定の地区だけが別だてで指定されているイメージ。それを横並びで並べるので、順番がどうしてっていう話になっているようなのですけど、それ名前を地域と地区とかに変えたらわかりやすいという問題ではないでしょうか。

○佐藤副市長 宜しいですか。

地域を決める手順として、県条例をまず踏襲させていただきました部分が3つですね。1から3まで。そこにさらに地域ごとの特性に応じた区分を加えた結果が7つですね。だから最終的に芦屋市は最初から最後まで7つなのです。それらの経過をご存じなのが市議会の議員であったり、県条例をご存じの方であったりしますよね。最終的に7つの地域に分かれますっていうところが十分に説明できれば、それは地域でも地区でも7つでも3つでも構わないと思います。ただ特性に関しては、厳しさという言葉も今回はいろんな意味になるわけで、看板を出せないから厳しいのではなくて出せることに対しても厳しくいきますし、出せないところにはどういった工夫をされるかというところに景観に対する取組みの特性を導きだしていこうとしていますよね。そういう意味ではみんな厳しい。

○柏樹委員 7種類だというのはわかるのですが、第1種、第2種、第3種っていう名前だけでは何もわからないということと、わかりにくい名称とわかりやすい名称が横並びになっており、中途半端にわかりにくくなっていると思うので、それだったら1種、2種、3種という名称について、地域柄を表した名前で並べれば理想だと思うのですがどうでしょう。中途半端にたどっている経緯が残っているように見えてしまうので。最終7種類というのが最終形だというのはよくわかります。それは各市や各町で独自のものを作られる一番いいところだと思いますので。それだったら最終形で整理されたらどうかなと思います。

○佐藤副市長 なるほど、そうしましょう。

○事務局（東） 検討はしてみます。

例えて言うなら、第1種地域を市街化調整地域、第2種地域を住宅地域、第3種地域を近隣商業地域というような形で。一応検討させていただきます。

○三輪会長 では名称につきましては、わかりやすく区域のイメージがしやすいような名称で検討するという事です。

○事務局（東） この名称でないと駄目だという強いこだわりを持っているわけではございませんので、よりわかりやすくというご指摘でございますので検討させていただきます。

○三輪会長 それでは他にご質問もご意見もなさそうですので、諮問事項アにつきましては今ご意見頂戴した内容について検討をしていただくということで、基本的に審議会としては同意という事で宜しいでしょうか。

○委員 はい。

○三輪会長 それでは当該諮問事項について同意ということで、出たご意見についてはどうぞご検討を宜しくお願い致します。

続きまして諮問事項のイでございます「芦屋市屋外広告物条例に基づく電柱及び街灯を禁止物件とする地域の指定について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（辻） それでは、会議次第でございます諮問事項の「イ 芦屋市屋外広告物条例に基づく電柱及び街灯を禁止物件とする地域の指定について」ご説明させていただきます。

資料の7ページをご覧ください。

座ってご説明させていただきます。

条例案の第8条で、屋外広告物を掲出することができない「禁止物件」を定め、その6号で「市長が指定する区域内にある電柱、街灯その他これらに類するもの」という条文を規定しております。

本市におきましては、景観上特に配慮すべき地域について、この条文を適用したいと考えておりますが、第8条の第4項に基づき、区域指定の際には本審議会の意見を聴くことと定めており、条例制定と同時に区域指定を行いたいと考えておりますので、今回諮問事項として付議しております。

資料の8ページには指定区域を記載しておりますが、現在県条例で指定されている市街化調整区域の部分が抜けておりますので、本日お手元にお配りしておりますA3の市域全域が記載された図面をご覧くださいませでしょうか。こちらの図面を基に、改めて電柱広告等を禁止する区域をご説明させていただきます。

まず、濃い緑色で着色されている市街化調整区域については、緑豊かな六甲山の景観に配慮するとともに、現在も県条例によってほぼ同様の範囲において電柱広告が禁止されていることを考慮し、引き続き電柱広告等を禁止する地域として指定致します。

続いて、芦屋川沿いの景観形成を目的として、黄緑色で細長く着色されている部分である、芦屋川及び河口に面している道路をこの区域に指定し、道路上の電柱広告を禁止致します。

次に、ピンクで着色されている芦屋浜地域については、防潮堤線の中心から南の範囲において、これまで電柱広告の設置をしないよう行政指導を行ってきた経緯がありますので、今回禁止区域として指定致します。

最後に、水色で着色されている部分である南芦屋浜地域は、規制地域としても厳しい基準を定めている景観上配慮すべき地域であるため、電柱広告等を禁止致します。

これらの地域における電柱や街灯については、公共広告物を除き、突出型や巻き付け型などの電柱広告をすべて禁止致します。

以上で、諮問事項のイについて、説明を終わらせていただきます。

- 三輪会長 はい。ありがとうございます。それでは、ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。
- 柏樹委員 地図には市街化調整区域と記載されているのですが、この指定された規制区域とは違うのですか。第1種地域ではないのですか。
- 事務局(辻) 地図には区域名というように記載してはありますが、こちらのほうは先ほどの地域区分の指定とは異なりまして、名称をつけて区域区分を行うという意味ではございません。単純にわかりやすくするために名前を書いておるだけでございまして、要はこの着色された区域においてすべて電柱広告を禁止するということを表現した地図ですので、名称についてはそんなに大きな意味はございませんが、範囲についてはご指摘のとおり第1種地域と全く同じ範囲となっております。
- 柏樹委員 そうしたら、芦屋川も南芦屋浜も一緒ですか。
- 事務局(辻) 同じです。ただ芦屋川につきましては、芦屋川特別景観地域とは異なりまして、芦屋川に面する右岸線左岸線を中心とした道路のみとしています。
- 三輪会長 隣地内の街灯は入れていない。
- 事務局(東) 照明というか街灯ではないと思います。
- 三輪会長 隣地の中の電柱も入れていない。
- 事務局(東) はい、入れ込み柱とかそういうのは関係ございません。
- 三輪会長 これ自身の図面の名称は何になるのですか。
- 事務局(東) 電柱、街灯に広告物を禁止する区域など、もう少し考えますが、そのような名称をつけます。
- 柏樹委員 図面指定でいかれるのですか。

- 事務局（辻） こちらの審議会で諮問に同意いただけましたら、最終的に市として告示を行う手続きとなっていますので、その告示の書き方について文章として書くのが適切なのか、図面を添えるのが適切なのか、法制担当と協議して決定したいと考えております。
- 柏樹委員 まだ決まっていないということですか。
- 事務局（辻） それについては、単純に告示の書き方の部分でございますので、今回については指定する範囲についてご審議いただきたいと考えております。
- 柏樹委員 どういう地域がということの説明がないとわかりにくいのですけど。その説明が今ここに書かれている区域名という事ですか。
- 事務局（東） そうです。
- 柏樹委員 でも異なるのですね。
- 事務局（東） 芦屋川だけ。
- 柏樹委員 それはどう違うのでしたっけ。
- 事務局（東） 電柱、街灯の規制をするというのが区域指定の趣旨ですので、芦屋川景観特別地区というのは芦屋川の右岸線左岸線のもうひとつ外側の道路までをベースに地域を決めていますので、芦屋川から見えない道路も入ってございますので、そういうところは芦屋川に面しているところだけ電柱広告、街灯広告を禁止するという形にさせていただきます。
- 柏樹委員 説明書きがつかないものなのではないでしょうか。難しいですよ。これ見て、一本外したのだと分かるのは。
- 事務局（東） 凡例のところでも分かりやすく、文言で芦屋川の右岸線左岸線、そういうような書き方で分かりやすくさせていただきます。
- 柏樹委員 先ほどの説明の中で、芦屋浜はこれまで行政指導を行ってきた経緯があるので、今回指定したいとおっしゃったのですけど、この行政指導というのは公になっているのでしょうか。
- 事務局（東） まず南芦屋浜は無電柱化の地域ですのでつけようがない。
- 柏樹委員 もともとありえない話ということですか。
- 事務局（東） 芦屋浜地域と臨港線の南側に位置する電柱には広告をつけさせないよう行政指導を行ってきましたので、今現在ございません。そういう意味で行政の継続性といいたしよるか、考え方を整理させていただいて行政指導ではないやり方で電柱広告を廃止しよう。
- 柏樹委員 そこまで全部説明して頂くとわかるのですが。行政指導って別に条例化していたわけでもないし、今回初めて表ざたにするのにパブコメもなしかと思ひまして。
- 事務局（東） 現在ございませんのでね。
- 柏樹委員 そういう説明をいただいたらわかりました。そもそも電柱広告がありえない街と、特定の事業者さんとそういう取決めをしてこられたのを今回条例に載せると。
- 事務局（東） そうです。
- 林委員 街灯の定義というものは。
- 事務局（東） 道路上にある公共として道路を照らす照明器具を街灯といいます。
- 林委員 夜の道は暗いので、街灯のつけ方っていろいろなパターンがあると思うのですが、地域から交付されて自治体がつける場合や、自治体の助成金をもらってつける場合や、自治体で直接つける場合とかあると思うのですけどね、明確な線引きってあるのですか。
- 事務局（東） あくまで公共施設、そういう形でのものを街灯といいます。今おっしゃった民地の部分については電柱という表現か引込みという表現か、街灯ではなしに照明灯という表現がいいのかわかりませんが、あくまでも公共施設としての電柱・街灯ということですよ。
- 林委員 民間でつけるものは該当しない。
- 山城参事 芦屋の市道はほかの市と違って、道路上にある照明と街灯はすべて市のものなのです。隣の西宮は自治会がお金を出しているとかいうのはありますけど、芦屋はすべて市のもの

のです。民間がつける街灯というのではないですね。

○村上委員 街灯は芦屋市のもの、電柱は関西電力のものでしょ。芦屋市の電柱というものもあるのですか。

○事務局（東） ないですね。関西電力とNTTが所有しています。

○村上委員 ですよ。電柱に広告物を表示してはいけないというのは、関西電力のものに勝手につけてはいけないという事になるわけですけども、仮に例外的にそれを許すというのは、事前に関電の許可をもらってそれを前提としてさらに芦屋市に申請して許可をもらうという流れなのですか。

○事務局（東） 例外というのは緊急避難的なもので基本的にはつけない。例えば、津波関係とかどうしてもそこにつけないといけないそういう類のものがあれば、例外という事になります。

市長いわく全市無電柱化というようなことも表明する部分もあり、特に芦屋川は電柱をなくしていっていますから、物理的に掲出できなくなっていくと思います。ただ電柱が残っていてもつけさせないという位置付けです。

○村上委員 もうひとつ、私的な広告物と公共広告物の違いなんですけど、芦屋川沿いに俵美術館ってありますよね。芦屋川沿いの電柱に俵美術館と書いてあって下に矢印が書いてある広告があるのですが、あれはどちらになるのですか。

○事務局（東） あれは公共ではないです。

○村上委員 私的な広告物ですか。市の許可を得てそういうものを設置したということですか。

○事務局（東） 関電やNTTさんに許可をとられて、屋外広告物の届出は市に出します。

○村上委員 許可をもらって、それから市に許可をもらって初めてつけられる私的な広告物ということですね。

○事務局（東） そうです。

○柏樹委員 今の話で関電さんとかNTTさんとかにはもうお話はされたのですか。

○事務局（東） 今言いましたように、基本的には物理的に電柱はない又は少ない地域ですし、今まで行政指導で行っている部分と相まって今回さらに増えているというような状況でございますので、今も既成事実を上書きしたと言いましょうか、それを肯定する形での整理をさせていただきます。

○柏樹委員 話をされてないのですか。

○事務局（東） 特別にはしていません。現在そうなっている状態であると認識に基づいています。

○事務局（辻） 今回指定する区域内において、現場調査を行い電柱広告がどれぐらいあるのか調べております。それで言いますと芦屋川沿いにおいてのみ電柱が7本、広告物が8件ございます。こちらについては既存不適格となりますが、芦屋市としてはここについては景観上配慮すべき地域として考えていますし、最終的には将来の話になるかもしれませんが無電柱化も大きな考えとしてございますので、こちらにおける電柱広告の禁止というのは是が非でもやりたいと、そういった中でもともと禁止している地域において告示を行う前に関係者にはご説明をさせていただきますけれども、芦屋市としては強い意志でやりたいと考えております。

○柏樹委員 禁止物件の経過措置があるのですよね。11条の経過措置っていう、1の物件が禁止物件になった際に適法に提示されている広告物については経過措置が。

○事務局（辻） 先程申し上げました8件の広告物については、いずれも現段階で屋外広告物の許可をとっている物件になりますので、現在の兵庫県条例で適法とされている物件については3年から5年の経過措置を適用するつもりですので、禁止物件においても同様と考えております。

○柏樹委員 強い決意を持ってという主張との関係性はどうなるのですか。

- 事務局（辻） 経過措置を過ぎましたら少なくとも撤去していただきます。ただ3年ないし5年の経過措置に関わらず、早期の撤去をお願いしようと考えています。
- 柏樹委員 直接関係ないのですが、経過措置は禁止物件になった際はあるのですが、地域指定に関する経過措置はないのですか。
- 事務局（辻） 条例の附則の中で別途書かせていただく予定でございます。
- 柏樹委員 それも同じく3年ですか。
- 事務局（東） 基本3年から5年、最長5年から10年という取扱いです。
- 三輪会長 先程の街灯の定義にかかわる話ですけども、それが設置されている場所が道路とか広場とか、公共の空間であるものというとならえ方のほうがすっきりしないかなと。
- 事務局（東） 結果的にはそうなると思います。
- 前田委員 街灯は全部芦屋市のものということでしたけども、現時点で街灯に広告物はたくさん掲出されているのですか。
- 事務局（辻） 街灯を管理している道路課から、街灯における広告物の掲出は原則として認めないという考え方を聞いております。現時点において我々のほうで広告物の許可を出しているのは1件のみで、そちらも自治会関連の広告物でして、完全に公的なものとは言えませんが、道路課としても特例として認めている物件でございます。
- 前田委員 電柱と街灯ってかなり異質なもののような認識がありますので、それでしたら全市にわたって街灯は禁止したらいいのではないかなと思うのですが、そうじゃないわけですよね。電柱は私も意外だったのですが、今まで許可してつくられていたと、たぶん全市に渡るとかなりの数があるので一挙には進まないのかなと思いますから、段階的にいくのかと思いますけども、街灯と電柱を一緒にしなければいけないのですか。違和感があったりしますが。
- 事務局（東） 今後の課題とさせていただきたいと思います。
- 三輪会長 それについてはご検討いただくということで。他にどうですか。
- 林委員 全体の話でも良いですか。JR芦屋も近隣商業地域と商業地域と分かれていますので、規制区域の考え方では一体化していてその辺がどうなのかなということと、それから若葉町に大きな公園がありますよね、それも含めて第3種になっているのを外したほうがいいのではないですか。用途地域をベースにするならちょっと齟齬があるような気がします。
- 事務局（東） 先程説明させていただいたのがちょっと舌足らずだったのかもしれませんが、芦屋浜の部分については用途地域が第1種住居地域、県条例では許可地域となっております。JRの駅の北南で商業地域にプラス近隣商業地域がある部分については、同じ扱いにさせていただきたいなど。ぴったり用途地域と同じでない部分もございますが、先程申し上げた4地域については新たな整理の仕方ですら屋外広告物の在り方を提示させていただくということでございます。
- 林委員 大きな公園も外さないのでしょうか。
- 事務局（東） 公園については基本的には公共のもので、よほどのことがない限り街灯と一緒に広告物が掲出されるということは考えにくいですから、地域指定から公園などを抜いていくよりも、全体で地域指定をさせていただいたということですね。
- 渋谷委員 ざくっと公園などを含めて指定したほうがわかりやすいと思いますよ、我々普通の人から見て。ここからここまでが特別地域ですよと言われるほうが良いような気がします。
- 柏樹委員 行政さんに頑張って担保していただかないといけないかもしれません。
- 三輪会長 用途地域をベースにしながら地域の特性をもってつくっているということですね。JRの駅前と阪急の芦屋川駅周辺の微妙なニュアンスの違いもあらわれていますね。
- 佐藤副市長 連続性と言いますか、駅前の中心市街地については、用途上は商業地域と近隣商業地域に分かれていますけど、街の作り方としては利用者側も含めて連続性がありますから、そこを一括して今回地域指定の色を決めました。広告物からの切り口における規制に関しては、

一帯のものとして取り扱ったほうが規律性とリズム感があるかと思えます。

○林委員 いろいろな言い方があると思いますが。

○三輪会長 では諮問事項の二つ目ですが、街灯と電柱を禁止物件とする地域を定めることについて、基本的な方向性としては審議会として同意することと致しますがよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○三輪会長 それではそのようにさせていただきます。ご意見等ございましたので、その件はご検討いただくということでお願い致します。

それでは報告事項へ参ります。報告事項の「ア 景観地区における認定状況について」事務局から報告をお願いします。

○事務局(辻) それでは、報告事項の「ア 景観地区における認定状況について」ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、座って報告させていただきます。

本日お手元にお配りしていますA4の資料をご覧くださいませでしょうか。

前回景観審議会を開催していますのが6月3日でございますので、6月1日から8月31日までの景観地区内における建築物の認定状況と、芦屋川特別景観地区内における建築物の認定状況についてご報告させていただきます。芦屋景観地区内におきましては、大規模建築物の新築が4件、色彩の変更が3件、合計で7件となっております。そのほかの建築物につきましても新築が61件、増築が2件、模様替えが6件、色彩変更が12件、合計81件となっております。認定工作物につきましても新設が2件、増築が1件、模様替えが1件、合計4件となっております。合計92件、認定状況としてご報告させていただきます。

資料めぐりまして、特別景観地区内における建築物の認定状況におきましては、大規模建築物が0件、その他の建築物は新築が1件、増築が1件の合計2件、認定工作物につきましても0件になりまして合計2件の認定状況としてご報告させていただきます。以上です。

○三輪会長 はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。なにかありますでしょうか。

はい、よろしければ次は報告事項イのほうですね。「景観アドバイザー会議の開催状況について」お願いいたします。

○事務局(辻) 次に報告事項の「イ 芦屋市景観アドバイザー会議の開催状況について」報告させていただきます。報告事項イのA4三枚組の資料をご覧くださいませでしょうか。こちらのほうも平成27年6月から8月について開催状況の資料を添付しております。第3回のアドバイザー会議は平成27年7月13日に開催させていただいております4名のアドバイザーにご出席いただきました。内容としましては翠ヶ丘町の共同住宅、精道町の寄宿舍、東芦屋町の共同住宅となっております。続きまして平成27年8月27日に第4回景観アドバイザー会議を開催しまして、こちらには景観アドバイザーの全員にご出席いただき、東山町の共同住宅、高浜町の市営住宅についてご審議いただきました。位置については地図に赤丸で落とし込んでいますのでご参照ください。以上です。

○三輪会長 はい、ありがとうございます。景観アドバイザー会議についてなにかございますでしょうか。

○柏樹委員 いずれも1回で終わっているのですか。

○事務局(東) 高浜については、超大規模なので最低2回させていただきます。

○三輪会長 それではご質問もないようですので、報告事項2件については報告を受けたということにさせていただきます。

それではこれで予定された議事はすべて終了になります。

その他、事務局から何かありますか。

○事務局(東) ございません。

○柏樹委員 今後のスケジュールはどうなんですか。

- 事務局（東）　　今議会におきましてパブコメの結果報告させていただきまして、12月議会で条例を提案させていただきたいと思っております。そこで承認していただきましたら、条例そのものの決定は1月、施行は来年度4月となりますので3か月の周知期間を置くこととなります。
- 三輪会長　　宜しいでしょうか。それでは以上を持ちまして、本日はこれで閉会とさせていただきます。委員の皆様長時間どうもありがとうございました。